

公 示 日 : 2024 年 6 月 19 日 (水)

調達管理番号 : 24a00395

国 名 : タンザニア

担 当 部 署 : 社会基盤部運輸交通グループ第一チーム

調 達 件 名 : タンザニア国交通安全強化プロジェクト詳細計画策定調査 (評価  
分析)

適用される契約約款 :

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 評価分析
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2024 年 7 月下旬から 2024 年 9 月下旬
- (2) 業務人月 : 1.27
- (3) 業務日数 : 

準備業務	現地業務	整理業務
5 日	23 日	5 日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
  - (2) 見 積 書 提 出 部 数 : 1 部
  - (3) 提 出 期 限 : 2024 年 7 月 3 日 (水) (12 時まで)
  - (4) 提 出 方 法 : 電子データのみ
- ◇ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)
- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月)」  
の「別添資料 11 業務実施契約(単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2024年7月12日（金）までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載  
（<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
  - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
  - ② 対象国・地域での業務経験 8点
  - ③ 語学力 16点
  - ④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	タンザニア及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

### (1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

### (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

タンザニアにおいては、近年、人口増加とともに経済活動が活性化し、急速な自動車台数の増加に伴う交通渋滞が悪化、特に経済の中心地であるダルエスサラーム（人口 540 万人（2016 年））では、2016 年までに車両登録台数が 2,163,000 台となり、交通事故が多発している。世界保健機関（WHO）によると、タンザニアでは年約 16,000 人（2016 年）が交通事故で死亡し、人口 10 万人あたりの交通事故死亡数は 31 人（WHO、2019 年）と、世界平均の 17 人およびアフリカ地域平均の 27 人と比べて著しく高い。また、WHO は世界的に若年層（5 歳～29 歳）の最も大きな死因は交通事故による負傷であるとしており、タンザニアでも同様の状況である。かかる状況下、タンザニア政府は国家開発計画である「第 3 次 5 か年国家開発計画」において、都市部の交通混雑緩和を含む運輸インフラ開発を重点課題の一つとしつつ、交通安全の強化について省庁横断的に取り組むべき課題としている。

JICA は、東アフリカ共同体（EAC）広域インフラアドバイザーが中心となり、アフリカ域内における交通安全対策への課題に対応するため、EAC 加盟国のうち 6 か国を対象とした「東アフリカにおける交通安全にかかる情報収集確認調査」（2020 年）を実施した。本調査ではタンザニアにおいて、緊急医療体制の確立（①）に課題があることが示された。その後、タンザニアを対象とした「ダルエスサラームにおける交通安全データと管理にかかる情報収集確認調査」（2022 年）を実施したところ、道路ユーザーの交通安全にかかる認知能力強化（②）、既存交通事故情報システム（RAIS）の機能向上（③）、事故データ収集・分析能力強化（④）、関係機関の協力体制強化（⑤）、道路状況の向上（⑥）に課題があることが報告されている。これら調査結果に基づき、タンザニア政府から日本政府に対して「交通安全強化プロジェクト」の要請があった。

JICA は同要請を受けて、プロジェクト実施に向け必要な情報を収集・確認するとともに、タンザニア側実施機関との協議を経て本プロジェクトの実施体制や活動内容等を検討の上、調査結果を取りまとめるとともに、協力内容含む R/D 案について同意を得ることを目的として詳細計画策定調査を実施するものである。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価 6 基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

### （1）準備業務（2024年7月下旬～8月上旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② 要請背景・内容を把握（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、タンザニア側関係機関（C/P 機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。その際、別途派遣される他分野の団員と内容が重複しないよう適宜調整し、他団員が作成した質問票（案）との取り纏めに協力する。作成した質問票（案）は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ③ プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ JICA が作成する対処方針（案）、Minutes of Meeting (M/M) (案)、Record of Discussions (R/D)（案）について、作成に協力する。
- ⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

- (2) 現地業務（2024年8月上旬～2024年8月下旬）
- ① JICAタンザニア事務所等との打合せに参加する。
  - ② タンザニア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。
  - ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
    - ア) 要請背景・内容
    - イ) 関連する開発計画、政策、制度、本プロジェクトの位置づけ
    - ウ) 関連各組織
      - (a)所掌業務、組織体制、根拠法
      - (b)人員体制（C/P機関における部署別人数、各人の教育バックグラウンド、業務経験含む）
      - (c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
      - (d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
      - (e)交通警察、交通行政機関およびその他交通安全にかかわる関連各組織の役割分担
    - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関（国連交通安全基金（UNRSF）、世界交通安全基金（GRSF）、アフリカ経済委員会（UNECA）、国際道路連盟（IRF）、NGO等）の活動動向、連携の可能性
    - オ) 道路交通安全における関連各組織の関与について、文献及びヒアリング結果等に基づき分析する。
  - ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録（R/D：Record of Discussions）を他分野の団員とともに検討する。
  - ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（案）（英文）及び協議議事録（M/M：Minutes of Meetings）（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び

代表的教訓レファレンス<sup>1</sup>を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

- ⑥ 実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAタンザニア事務所等に報告する。

### （3）整理業務（2024年9月上旬～2024年9月下旬）

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、他の担当分野の業務従事者が作成する報告書（案）を含めた全体の取りまとめに協力する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### （1）業務完了報告書

2024年9月30日（月）までに提出。

次の①～②、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表（案）（和文・英文）
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年4月追記版））」の「X I. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

---

<sup>1</sup> [技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](#)

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2024年8月3日～8月25日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 道路交通安全（JICAが別途契約するコンサルタント）

エ) 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICAタンザニア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舎手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供：なし

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部運輸交通グループ第一チームから配付しますので、imgtr@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
    - ・ 要請書（英文）
    - ・ 東アフリカにおける交通安全にかかる情報収集確認調査報告書（英文）
  - ② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。
    - ・ ダルエスサラームにおける交通安全データと管理にかかる情報収集確認調査（英文）

<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12363818.pdf>
  - ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
    - ア) 配付資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」
    - イ) 配付依頼メール
      - ・ タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
      - ・ 本 文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」
- (3) その他
- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
  - ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。



- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上